（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は，家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により，生徒の学びを支えることを通じて，将来，我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ　複数の学校に在学した場合には，在学した全ての学校について，欄を分けて記入してください。

ロ　現在通っている学校の在学期間についても記入してください。

ハ　これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は，受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ　「高等学校等」とは，国公私立の高等学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校（第１学年から第３学年まで），専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ　「支給停止期間等」とは，就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また，所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間，平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間，平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。

ヘ　「学校の種類・課程・学科」の欄には，「①高等学校（全日制）」，「②高等学校（定時制）」，「③高等学校（通信制）」，「④中等教育学校（後期課程）」，「⑤特別支援学校（高等部）」，「⑥高等専門学校（１～３学年）」，「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」，「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」，「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」，「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」，「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」，「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」，「⑬各種学校（外国人学校）」，「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は，次によって記入してください。

イ　課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため，４～６月の支給については，前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し，７月～翌年３月については，当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお，７月以降に課税証明書等を提出し，支給要件を満たすことが確認された生徒は，原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
　①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
　②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
　③法人である未成年後見人
　④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
　⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）①に該当するときは，保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また，主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）　医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ　４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。

ハ　２校以上の学校に在学している場合は，いずれか１校を選んで申請をしてください。

ニ　不正に就学支援金を受給した場合は，法律の規定に基づき，刑罰が科されることがあります。

ホ　受給資格の認定を受けた後は，原則毎年，都道府県（文部科学省）が定める期限までに，「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第４号）を提出する必要があります。

ヘ　保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。